第4次伊勢崎市男女共同参画計画(案)

市民部人権課

# 目 次

第1章	<b>計画の策定にあたって</b>	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
	(1)国の動き	.1
	(2) 県の動き	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	SDGs を踏まえた推進	3
第2章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	4
2		
_	章 計画の体系と施策の展開	
	- 計画の体系	
	施策の展開	
差	本目標   男女共同参画の視点に立った意識づくり	7
	施策の方向1 男女共同参画意識の醸成	
	施策の方向2 男女平等教育の推進	
뒫	基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の推進 1	
	施策の方向 1 社会の責任ある立場への女性の参画拡大 1	
	施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備 1	
	施策の方向3 防災分野における男女共同参画の推進1	
基	基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり 1	
	施策の方向 1 暴力を許さないまちづくりの推進 1	
	施策の方向2 配偶者等からの暴力の被害者支援の充実 1	
	施策の方向3 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 2	
3	成果指標一覧	22
第4章	5 推進体制の充実	23
1	市民・企業・団体等との連携2	23
	庁内推進体制の整備	
	計画の進行管理	
第5重	章 資料編	24
1	男女共同参画に関する市民意識調査結果 2	24
	男女共同参画に関する事業所意識調査結果 2	
	伊勢崎市男女共同参画推進協議会設置要綱3	
4	伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部設置要綱 3	3
	伊勢崎市男女共同参画推進協議会委員名簿	
	用語説明3	

# 第1章 計画の策定に当たって

#### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を推進することとしています。

本市では、平成 19 年(2007年)に伊勢崎市男女共同参画計画を策定し、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。しかしながら、令和5年(2023年)に実施した市民及び事業所意識調査では、依然として固定的な性別役割分担意識や様々な分野における男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展や生活様式の多様化など社会情勢が変化する中で、女性だけではなく男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要になっています。

こうした状況に対応し、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、第4次伊勢崎市男女共同参画計画を策定しました。

#### 2 計画策定の背景

#### (1) 国の動き

国は、昭和50年(1975年)の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画を受け、国際的な潮流に呼応した取組を推進することになり、昭和60年(1985年)に男女雇用機会均等法などの国内法を整備した後、同年女子差別撤廃条約を批准しました。

平成 11 年 (1999 年) には男女共同参画社会への取組を進める上での法的根拠となる男女共同参画社会基本法を制定し、平成 13 年 (2001 年) に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を制定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る取組が開始されました。

労働分野では、育児・介護休業法の度重なる改正により、育児休業期間の延長や介護休業の取得回数の緩和、企業の努力規定の義務化などが進められ、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

また、職場での活躍を望む女性が力を発揮できる社会づくりを推進するため、平成27年(2015年)に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が制定され、平成30年(2018年)には政治分野における男女共同参画の推進が図られることとなりました。

令和 4 年(2022 年)に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、困難な問題を抱える女性を支援する施策を推進することになりました。

#### (2) 県の動き

群馬県では、昭和 55 年(1980 年)に新ぐんま婦人計画を、平成 5 年(1993

年)には新ぐんま女性プランを策定しました。

平成 13 年 (2001 年) に男女共同参画社会基本法に基づく計画としてぐんま男女 共同参画プランを策定し、平成 16 年 (2004 年) には群馬県男女共同参画推進条例 を制定しました。

令和3年(2021年)に第5次群馬県男女共同参画基本計画を策定し、県民に理解と協力を求め、地域社会や職場などでの男女共同参画社会の実現に向けた取組や女性活躍を推進するための取組を推進してきました。

#### 3 計画の位置づけ

- (1)男女共同参画社会基本法の第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画として、国の第5次男女共同参画基本計画及び県の第5次群馬県男女共同参画基本計画を勘案して策定したものです。
- (2)基本目標Iの施策の方向1と2に関連する部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけ、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針及び県の群馬県産業振興基本計画を勘案して策定したものです。
- (3) 基本目標Ⅲの施策の方向1と2に関連する部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけ、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び県の「第5次ぐんまDV対策推進計画」を勘案して策定したものです。
- (4) 基本目標Ⅲの施策の方向3に関連する部分は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付け、国の「困難な問題を抱える女性のための施策に関する基本的な方針」及び県の「困難な問題を抱える女性への支援計画」を勘案して策定したものです。
- (5)「第3次伊勢崎市総合計画」の重点施策7-2人権を尊重するまちづくりの推進に基づく関連計画となります。

#### 4 計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和 11年度(2029年度)までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

#### 5 SDGs を踏まえた推進

SDGs は、Sustainable Development Goals の略称で、2015 年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたる 17 の目標が設定されています。

その理念は、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的な取組となっています。

本市においても、第4次男女共同参画計画では、SDGs の視点を取り入れ、基本目標 ごとに SDGs の目標を関連させ、計画を推進していきます。

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





































# 第2章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

伊勢崎市は、

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

を目指します。

#### 2 基本目標

計画の基本理念を達成するため、基本目標を次のとおり設定します。

## 目標 I 男女共同参画の視点に立った意識づくり

男女共同参画社会をつくるためには、市民一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解することが必要です。

人権尊重や男女平等の意識を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)※の解消を図ることは、全ての取組の根幹となるものです。

職場、家庭、地域、学校など、あらゆる場面を通じて、全ての市民の男女共同参画の重要性についての意識づくりを推進します。

#### 目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会をつくるためには、男女が社会の対等な構成員として、双方の意思を社会の様々な分野に反映できることが重要です。

職場、家庭、地域など、あらゆる分野において女性の参画を拡大し、政策・方針決定過程 など意思決定の場への女性の積極的登用を推進します。

また、性別にかかわりなく、自らが希望するワーク・ライフ・バランスが実現するよう、 働き方改革を推進するため、事業者を対象とした啓発を行います。

女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会の推進のために必要不可欠であることから、重点的に広報活動を実施します。

#### 目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

配偶者からの暴力行為やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは、重大な人権侵害です。暴力は決して許されないという意識を社会全体で共有するため、若年層も意識した啓発を推進します。

配偶者からの暴力は、家庭という密室で行われることが多く、潜在化、深刻化しやすいことから、被害者が早期に相談に結びつき、支援を受けられる体制の整備が必要です。

また、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、生活上の様々な困難に陥りやすい状況に置かれている人が、安心して地域で暮らせるよう、当事者が抱えるあらゆる課題に対して、孤立せず、相談しやすい体制整備を図ります。

# 第3章 計画の体系と施策の展開

# 1 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、次のような体系により施策を展開します。

基本目標	施策の方向	施 策
I 男女共同参	1 男女共同参画	(1)人権・教育啓発の推進
画の視点に立っ	意識の醸成	(2)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
た意識づくり	2 男女平等教育	(1)家庭における男女平等教育の推進
	の推進	(2)学校教育などにおける男女平等教育の推進
		(3)男女平等の視点に立った生涯学習の充実
Ⅱ あらゆる分	1 社会の責任あ	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
野における男女	る立場への女性の	②事業所における男女共同参画及び女性活躍の
共同参画の推進	参画拡大★	推進
		③農工商業などの自営業や起業における女性活
		躍の推進
	2 ワーク・ライ	(1)ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方
	フ・バランスの実	の促進
	現に向けた環境整	(2)職場における男女共同参画の促進
	備★	
	3 防災分野にお	(1)防災施策における男女共同参画視点の強化
	ける男女共同参画	(2)防災の現場における女性の参画拡大
	の推進	
Ⅲ 男女が安心	1 暴力を許さな	(1)配偶者からの暴力防止のための広報・啓発
して暮らせる環	いまちづくりの推	(2)性暴力やセクシュアル・ハラスメントなどを防
境づくり	進令	止するための広報・啓発
	2 配偶者からの	(1)配偶者からの暴力の相談の実施と相談機関の
	暴力の被害者支援	周知
	の充実◇	(2)配偶者からの暴力の被害者支援の充実
	3 困難な状況を	(1)各種相談体制の充実
	抱えた人が安心し	②困難な問題を抱える女性などへの自立支援
	て暮らせる環境の	
	整備◆	

- ★は、「女性の職業生活における活躍を推進するための法律」に基づく推進計画として位置付ける。
- ◇は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本的な計画として位置付ける。
- ◆は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本的な計画として位置付ける。

#### 施策の展開

#### 男女共同参画の視点に立った意識づくり 基本目標Ⅰ









#### 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

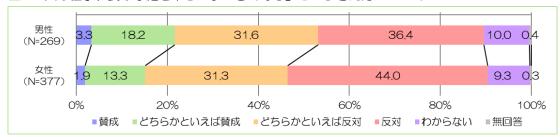
#### 現状と課題

男は仕事、女は家庭といった固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつ つあるものの、働くのは家事や育児で大変な女性よりも男性の方が適しているといっ た無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による障壁が、依然として根強く 残っています。

令和5年に実施した市民意識調査では、夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである という考え方について、反対・どちらかといえば反対の回答割合が 72.0%となり、 国や県よりも高い結果となっています。賛成・どちらかといえば賛成と回答した人に、 なぜそう考えるのかたずねたところ、育児・介護・家事と両立しながら、妻が働き続 けるのは大変だと思うが最も多く、女性が家庭をもちながら、仕事を続けていくには、 多くの障壁があると考えられます。

全ての人が互いに人権を尊重し合い、個性や人格、生き方を尊重し合える意識を醸 成していくとともに、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深める取 組が必要です。

#### ■ 「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について

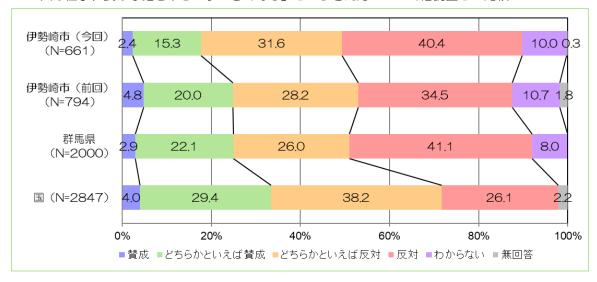


#### ■「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について賛成とした理由



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査(令和5年実施)

#### ■「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について他調査との比較



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査(令和5年実施)(平成30年実施)

群馬県:群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査(令和元年実施)

国:内閣府男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年実施)

#### 施策

#### (1)人権・教育啓発の推進

性別をはじめ、価値観などに対する偏見や差別意識を解消し、互いの多様性を尊重し、支え合いの社会をつくるため、学習会や講演会などのあらゆる機会を通じ、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

具体的事業	担当課
人権のまちづくり講演会の開催	人権課
人権啓発フェスティバル in いせさきの開催	人権課
人権に関する学習会の開催	生涯学習課
性の多様性に関する意識啓発	人権課

#### (2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

市民一人ひとりに、男女共同参画に関する理解が深まるよう、あらゆる媒体を活用し広報・啓発活動を推進します。また、市政全般について、男女共同参画の視点から推進していく必要があるため、市職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施します。

具体的事業	担当課
男女共同参画推進団体との連携による講演会の開催	人権課
男女共同参画セミナーの開催	人権課
男女共同参画についての啓発活動の実施	人権課
男女共同参画に関する市職員研修の実施	人権課
行政刊行物における男女共同参画への配慮についての周知	人権課

#### 施策の方向2 男女平等教育の推進

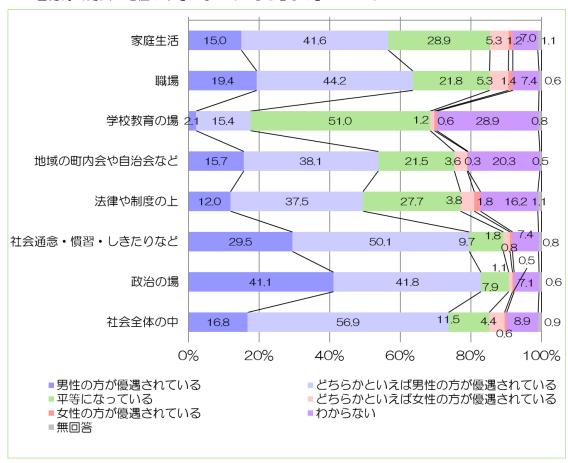
#### 現状と課題

男女共同参画を推進していく上で、次代を担う子どもの男女平等意識を育むことは 重要な課題です。子どもの男女平等意識を育むためには、大人が、理系は男子、文系 は女子といった固定的な性別役割分担意識に基づく無意識の思い込み(アンコンシャ ス・バイアス)を押しつけないよう、考え方を見直していく必要があります。

市民意識調査では、男女平等になっていると感じている人の割合が学校教育の場においては最も多くなっていますが、家庭生活においては約 30%、社会全体では約 12%と低い結果となっています。

生活の基盤である家庭を始めとして、子どもが多くの時間を過ごす学校、地域社会など、様々な場面における教育・学習機会を通じて、男女平等意識を高めていく必要があります。

#### ■「各分野で男女の地位が平等になっていると思うか」について



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査(令和5年実施)

#### 施策

#### (1) 家庭における男女平等教育の推進

家庭において、幼児期から、性差にとらわれることなく個性を尊重した教育が行われるよう、学習の機会を提供します。

具体的事業	担当課
父親の子育て参加を進める親子参加型の教室・講座の開催	生涯学習課
両親学級の開催	健康づくり課

#### (2) 学校教育などにおける男女平等教育の推進

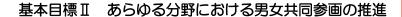
児童生徒の発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の大切さなどについての指導を行います。また、教育内容の充実を図るため、教職員の研修を実施します。

具体的事業	担当課
あらゆる教育活動を通じた男女平等教育の推進	学校教育課
教職員研修の実施	学校教育課
保育所職員研修の実施	こども保育課
男女共同参画リーフレットの配布	人権課

#### (3) 男女平等の視点に立った生涯学習の充実

より多くの市民が、生涯にわたって身近な地域で男女共同参画について学ぶことができるよう、多様な学習機会を提供します。

具体的事業	担当課
公民館における男女共同参画講座の開催	生涯学習課
男女共同参画関係図書の提供	人権課・図書館課













#### 施策の方向1 社会の責任ある立場への女性の参画拡大

#### 現状と課題

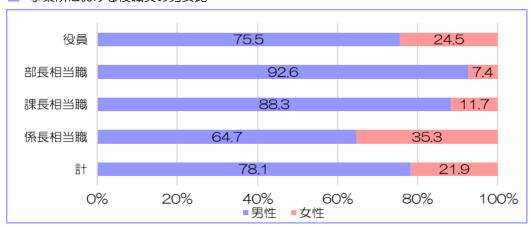
事業所意識調査では、係長相当職以上の役職員の女性比率は 21.9%でした。女性 の活躍推進のために実施している取組については、性別により評価することがないよ う、男女同一基準で人事考課基準を定めているなどの取組を進めている一方、取組は 特に実施していないと回答した事業所が31.7%となっています。

市の審議会等における女性比率については、委員の推薦者となる地域団体の役員に 女性の登用が進んでおらず、目標値の30%には届いていません。

令和2年の国勢調査における女性が管理職に従事している人の割合は、伊勢崎市は 15.3%となっており、全国平均 15.7%に比べれば低く、群馬県平均 14.9%よりも 高くなっております。

今後、持続可能な地域社会として在り続けるためには、多様な市民が様々な活動に おける審議会などの方針決定過程に参画し、お互いが協力していくことが重要です。 女性自身も意欲をもって、あらゆる分野における意思決定の場へ参画できるよう、社 会環境を整えていく必要があります。

#### 事業所における役職員の男女比



伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査(令和5年実施)

#### ■ 市の審議会における女性の割合の推移

# 25.0% 24.4 24.4 24.5% 24.3 23.9 24.0% 23.5% 23.0% 令和元年令和2年令和3年令和4年令和5年

#### 女性管理職の割合



令和2年度国勢調査 人権課調べ

#### 施策

#### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定の場へ女性の参画拡大を推進するため、市の審議会等における女性委員の登用を進めるとともに、各分野で活躍する女性の情報を収集し、女性活躍推進のため活用します。

具体的事業	担当課
市の審議会等における女性比率の向上	市民活動課
女性人材データバンク事業の充実	人権課
女性管理職の登用	職員課

#### (2) 事業所における男女共同参画及び女性活躍の推進

女性活躍推進法の趣旨や、働く女性に関する法令などに関する情報を企業や団体に提供し、男女共同参画及び女性活躍を推進します。

具体的事業	担当課
女性管理職登用や労働関係法令などに関する情報の提供	商工労働課
雇用の場における男女共同参画の推進にかかる広報活動の実施	人権課

#### (3) 農工商業などの自営業や起業における女性活躍の推進

農業にかかわる女性の労働に対する適正評価と経済的地位の改善を図るため、経営上の 役割分担や報酬などについて明確にする家族経営協定※の締結を促進します。また、自営や 起業における女性活躍を推進するため、起業に関する情報を提供します。

具体的事業	担当課
家族経営協定締結の促進	農業委員会事務局
起業した女性などの女性活躍に関する広報啓発	人権課

#### 施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

#### 現状と課題

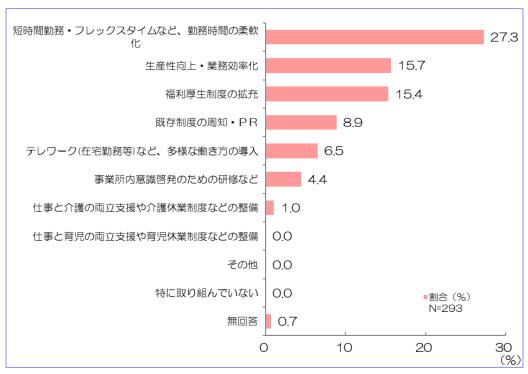
事業所意識調査では、7割を超える事業所がワーク・ライフ・バランスのために何らかの取組を行っていると回答し、特に取り組んでいないと回答した事業所はありませんでした。また、男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくために必要なことを訊ねたところ、男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めることが課題として挙げられました。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働くことができる一方で、子育てや自己啓発などにかかる個人の時間をもち、健康で豊かな生活ができるよう、多様で柔軟な働き方や生き方ができる社会が求められます。

性別や年齢にかかわらず、誰もが意欲と能力を発揮して社会で活躍していくことは、 地域の活力と成長力を高めることにもつながります。

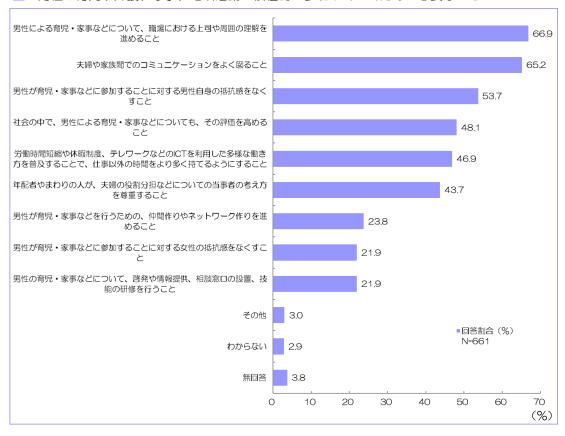
男性中心の長時間労働を前提とする労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランス に関する事業所の取組を促進するため、事業所や市民への啓発を行っていくことが重 要です。

#### ■ ワーク・ライフ・バランスを実現するために取組んでいる具体的な事業



伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査(令和5年実施)

#### 男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査(令和5年実施)

#### 施策

#### (1) ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方の促進

長時間労働を前提とする男性中心型の労働慣行を見直し、多様で柔軟な働き方や生き 方ができる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの実現や多様な働き方の取組を促 進するため、市民への啓発を進めます。

具体的事業	担当課
ワーク・ライフ・バランスを含む多様な働き方に関する周知や啓発	人権課
職員が育児・介護休暇を取得しやすい環境の確立	職員課

#### (2) 職場における男女共同参画の促進

働きたい人が、性別にかかわりなく能力を十分に発揮できるよう支援するとともに、企業を対象とした講演会などの啓発を行い、職場における男女共同参画を促進します。

具体的事業	担当課
就労支援の実施	商工労働課
企業内人権啓発講演会の開催	人権課
職場における男女共同参画の促進に関する広報啓発	人権課

#### 施策の方向3 防災分野における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

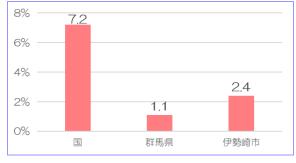
大規模災害は、全ての人の生活を脅かしますが、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した男女共同参画の視点からの災害対応が、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必要です。

避難生活の中で、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性に避難所の炊き出しや清掃、高齢者への介護などの日常生活の負担が集中したり、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化される実態があります。

地域防災力を高めるためには、平常時から地域における女性の参画が必要であることや 女性も防災・災害復興の主体的な担い手となることについて、理解促進を図ることが必要で す。

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)が、被害の大きさを左右すると認識されるようになりました。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

#### ■ 自治会長における女性比率



令和5年人権課調べ

#### ■防災会議における女性の割合の推移



人権課調べ

#### 施策

# (1) 防災施策における男女共同参画視点の強化 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を促進することで、地域の防災力の向上を 図ります。

具体的事業	担当課
男女共同参画の視点に立った地域防災の促進	安心安全課
防災会議における女性委員登用の推進	安心安全課

#### (2) 防災の現場における女性の参画拡大

男女双方に配慮した現場における多様なニーズに対応できる防災体制を整えます。

具体的事業	担当課
男女双方に配慮した物資の備蓄	安心安全課
被災者の多様性を想定した防災訓練の実施	安心安全課
女性消防吏員の活躍分野・業務分野拡大推進	消防本部総務課











#### 施策の方向1 暴力を許さないまちづくりの推進

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

#### 現状と課題

配偶者からの暴力(DV)、性犯罪等のジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪と なる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する ものです。

実態として、全国における配偶者からの暴力に関する相談件数は高止まりが続き、 深刻な社会問題となっています。

近年は、SNSを悪用した事件が増加傾向にあるほか、若い世代においては交際相 手からの暴力(デートDV)も問題になっています。

また、令和5年に刑法が改正され、不同意性交等罪※への名称変更など性暴力に対 する意識が高まっています。性暴力やセクシュアルハラスメントは、男女が互いの尊 厳を重んじて対等な関係づくりを進める上で大きな阻害要因となるものであり、防止 に向けた取組を進める必要があります。

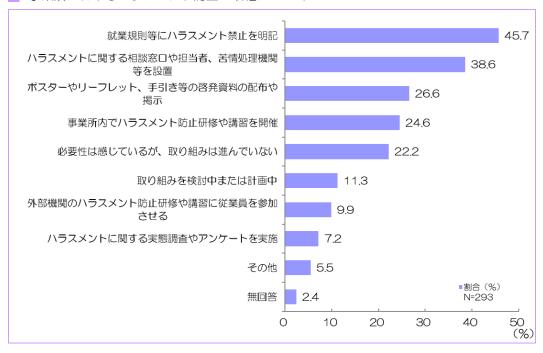
暴力を許さないまちづくりを推進するため、暴力はあってはならないとの認識を醸 成する予防教育や啓発が必要です。

#### ■ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(全国)



内閣府男女共同参画局調べ

#### ■ 事業所におけるハラスメント防止の取組について



伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査(令和5年実施)

#### 施策

#### (1) 配偶者からの暴力防止のための広報・啓発

女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、各種啓発を実施します。また、将来DVの被害者にも加害者にもならないために、若年層を中心とした予防教育や啓発を推進します。

具体的事業	担当課
配偶者からの暴力防止のための啓発	人権課
デートDV防止のための予防教育や啓発	学校教育課•人権課

(2) 性暴力・セクシュアル・ハラスメントなどを防止するための広報・啓発 性暴力、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのハラスメント を防止するため、市民及び企業に向けた啓発や、市職員に対する研修を実施します。

具体的事業	担当課
性暴力・セクシュアルハラスメント防止のための広報・啓発	人権課
市職員に対してのハラスメント防止研修の実施	職員課

#### 施策の方向2 配偶者からの暴力の被害者支援の充実

#### 現状と課題

配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いために、 潜在化、深刻化しやすい傾向があります。警察庁が公表する配偶者からの暴力相談件 数は増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。

市民意識調査では、過去5年間に配偶者から暴力を受けた経験のある人のうち42.9%の人が、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答しています。被害者が問題を抱え込まずに、安心して相談できる環境をつくるとともに、被害者に寄り添った支援体制の充実が求められています。

本市においても、毎年度一定の相談数が継続していたことから、身近な相談窓口として、令和6年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

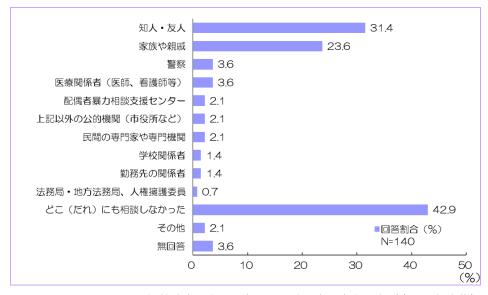
被害者の安全確保と自立支援に向けて、市配偶者暴力相談支援センターが中心となり、早期の相談対応につなげるとともに、警察や女性相談支援センター、民間支援団体などの関係機関と緊密に連携しながら、適切な支援を図る必要があります。

#### ■ 配偶者からの暴力事案等の相談等状況(全国)



令和6年3月警察庁公表統計

#### ■ 配偶者などからの暴力について各機関等に相談をしたことがあるか



伊勢崎市男女共同参画に関する市民意識調査(令和5年実施)

#### 施策

#### (1)配偶者からの暴力の相談の実施と相談機関の周知

配偶者からの暴力に関する相談を実施し、被害者が相談しやすい環境を整備します。また、配偶者からの暴力の被害者が早期に相談できるよう、相談窓口を広く周知します。

具体的事業	担当課
配偶者からの暴力の相談の実施	人権課
配偶者からの暴力の相談機関の周知	人権課

#### (2) 配偶者からの暴力の被害者支援の充実

警察や県や他市町村の配偶者暴力相談支援センター、庁内各課などの関係機関との連絡調整を緊密に行い、被害者に寄り添った支援を図ります。

具体的事業	担当課
配偶者暴力相談支援センター事業の実施	人権課
関係機関との連携による被害者支援	人権課

#### 施策の方向3 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

#### 現状と課題

家族形態や就労形態の多様化が進む中、ひとり親家庭や障害者、高齢者、外国人などは、厳しい雇用環境や生活環境に置かれやすい状況があります。

困難な問題を抱える人の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況に応じた最適な支援を受けられることにより、福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助の環境整備が必要です。

また、困難な問題を抱える女性に対しては、民間団体が柔軟な支援活動を実施してきた経過があることから、行政機関と民間団体が補完し合いながら対等な立場で協働していくことが重要です。

女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、当事者が抱える課題に対して、孤立せず、早期に必要な相談をすることができ、支援を受けられる体制整備が求められます。

#### ■ 市内事業所における正社員・非正社員別の男女比



伊勢崎市男女共同参画に関する事業所意識調査(令和5年実施)

#### ■ 配偶者からの暴力などの相談件数



人権課調べ

# 施策

## (1) 各種相談体制の充実

困難な状況に置かれた人が早期に相談ができるよう、各種相談を実施します。

具体的事業	担当課	
人権法律行政相談の実施	人権課	
困難な問題を抱えた女性相談の実施	人権課	
自立相談支援の実施	社会福祉課	
児童相談の実施	子育て支援課	
ひとり親相談の実施	子育て支援課	
障害者相談の実施	障害福祉課	
高齢者相談の実施	地域包括支援センター	
外国人相談の実施	国際課	

## (2) 困難な問題を抱える女性などへの自立支援

困難な問題を抱えた女性などの生活の安定と向上を図り、社会の様々な活動への参画が可能となるよう支援を行います。

具体的事業	担当課
児童扶養手当などのひとり親家庭等福祉手当の支給	子育て支援課
母子家庭等対策総合支援事業	子育て支援課
困難な状況にある家庭への支援	社会福祉課
市営住宅の優先入居	住宅課
民間支援団体との連携による自立支援	人権課

## 3 成果指標一覧

# 基本目標 I 男女共同参画の視点に立った意識づくり

指標項目	現 状 値 (令和5年度)	目 標 値 (令和 11 年度)
①「男女共同参画社会」という言葉の認知度	56.4%	62% (令和 10 年度)
②「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分 担意識に賛同しない市民の割合	72.0%	81%

# 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

指標項目	現 状 値 (令和5年度)	目 標 値 (令和 11 年度)
③市の審議会等における女性委員の割合	24.4%	30%
④市内事業所における係長相当職以上に占める女性 の割合	21.9%	27% (令和 10 年度)
⑤市内事業所における育児休業を取得した男性従業 員の割合	32.0%	34.5% (令和 10 年度)

<sup>※</sup> 市職員の係長以上に占める女性の割合 33.8% (令和5年度)

#### 基本目標皿 男女が安心して暮らせる環境づくり

指標項目	現 状 値 (令和5年度)	目 標 値 (令和 11 年度)
⑥講演会やイベントなどにおいて内容の理解ができ た人の割合	93.0%	96%
⑦過去5年に配偶者等から身体的暴力を受けた人の 割合	7.1%	5% (令和 10 年度)
⑧配偶者暴力相談支援センターの認知度	14.4%	30% (令和 10 年度)

指標のうち①、④、⑤、⑦、⑧については、男女共同参画に関する意識調査の結果を用いており、目標値は、令和 10 年度に実施予定の同調査の結果によります。

# 第4章 推進体制の充実

#### 1 市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面にかかわります。そのため、多くの個人や組織が連携して推進することが必要です。

市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成される伊勢崎市男女共同参画推進協議会を継続して設置し、男女共同参画社会の実現や男女共同参画計画に関することについて協議を行います。

# 2 庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。 職員一人ひとりの男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部局が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

副市長を本部長とし、部長や課長などで構成される伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部により、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

#### 3 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには、進捗状況や成果の把握を行い、施策の見直しを行う必要があります。

毎年度、事業の実施状況などについて報告書として取りまとめたものを伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部及び伊勢崎市男女共同参画推進協議会で協議し、進行管理を行います。